

「企業会計基準適用指針公開草案第3号
退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)」に対する意見

平成14年1月17日
日本公認会計士協会

このたび公表されました上記公開草案に対する当協会としての意見を以下のとおり申し上げます。

1. 確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置の要否について

特例措置を設けることに反対する。

(理由)

退職一時金制度に係る資産の移換は3年度以上7年度以内の企業型年金規約で定める年度まで均等分割拠出することになっているが、それをもって制度間移行による損益への影響額を一定の年数で遅延処理できるという根拠にはならない。また、キャッシュ・フローに基づく会計処理を行うこのような特例処理を認める会計上の理論的根拠は全く見当たらない。厚生年金基金の加算部分及び税制適格年金の確定拠出年金制度への移行については資産の移換の一括拠出が規定されているが、拠出はすでに完了し債務も消滅している移換後に、このことから生じる損益を一定の年数で遅延処理できるとする根拠も見当たらない。

「一時の損益として認識することを強制することは、確定拠出年金制度への移行を阻害することとなる場合も考えられる」となっているが、このような配慮はあるべき会計処理を決定する場合に考慮すべき問題とはならない。

一時の損益として認識することにより多大な影響を受けるということが前提にあると考えられるが、多大な影響があればこそ特例措置を認めるべきでない。

2. 減額の会計処理について

(1)について

大幅な減額改訂について、原則案に加え特別の取扱いを選択的に適用できることを認めることには反対する。しかしながら、過去の退職給付債務まで遡って大幅に減額するというような異常な事象が起きた場合には、通常の過去勤務債務として遅延処理するのではなく、発生時における一時の損益として認識することを提案する。

なお、退職給付債務の大幅な減額における「大幅」について一般的な指針を提供すべきである。例えば、下記の3(1)で提案している大量退職の定義と同様に「概ね20%程度の退職給付債務の減少」として平仄を合わせることが妥当であろう。

(理由)

退職給付制度の改訂に伴い、退職給付債務が大幅に減額された場合、現行の退職給付会計基準の枠組みにおいては過去勤務債務として処理することになると考える。小幅な減額については、過去に生じた制度改訂に伴う過去勤務債務の調整又は修正とも考えられ遅延処理は妥当と考えられるが、大幅な減額に伴い生じた「マイナス

の過去勤務債務」について従業員の勤労意欲が将来にわたって悪化し続けるとの予想のもとで遅延処理を行うことは、企業実態と乖離し会計上妥当ではない。したがって、こうした大幅な減額という異常な状況に基づいて発生した「マイナスの過去勤務債務」は適用指針公開草案第3号の「一部終了」と同様に発生時に一時の損益として会計処理すべきである。

なお、退職給付の大幅な減額という特別かつ異常な事象は、その時点における従業員の大規模なモチベーションのマイナスと考えるのが妥当であり、会計上、その効果を将来の期間にわたり見込むことができるとは考えられず、発生時の一時の損益として認識することは現行基準の枠内の処理と考える。すなわち、現行会計基準の枠内において、発生年度に費用処理する方法も認められており、企業が従来平均残存勤務期間内の一定の年数で按分する方法を採用していたとしても、企業経営上特殊な状況のもとで欧米では考えられない退職給付の大幅な減額という特別な事態の発生に基づきその発生時に一時に損益処理することは会計上妥当と考える。

上記のように、退職給付制度の改訂に伴い退職給付債務が大幅に減額された場合、企業経営上特殊な状況が発生していると考えられ、大幅に減額される時点までの退職給付債務に関連して発生していた未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額については、大幅に減額される金額に対応した金額を発生時点の損益に計上することが妥当である。この会計処理は、適用指針公開草案第3号の「一部終了」の会計処理と同様であり整合性がある。

(2)について

将来勤務に係る部分の減額改訂については、適用指針公開草案第3号の第32項に記載のとおりでよく、特別な取扱いは不要と考える。

(理由)

当協会は、第32項の「しかしながら」以下に述べられている理由に同意するからである。

3. その他

(1)大量退職の定義について

第23項のなお書においては、「概ね半年以内に30%程度」と定義しているが、30%では一般的に高すぎる。また、こうした定義は、恣意的に決定されるべきでなく一定の論理が必要と考える。退職給付債務の算定は年金数理に基づいて行われており、年金数理の仮定値である脱退率に大幅な見直しが必要と判断されるのは、その基礎データに概ね20%の増減が生じたときであるといわれており、大量退職の定義においても、こうしたことを反映して、「各上半期又は事業年度を単位として概ね半年以内に20%程度」とすべきである。

なお、第23項のなお書は本適用指針において使われている重要な用語の定義を表わしているのであるから、「結論の背景」ではなく本文の「用語の定義」の第8項に移すべきである。

第8項では大量退職の定義をした上で、「このような」以降においてその会計処理方法が言及されている。しかし、定義の中で会計処理方法に言及するのは適用指針の構成上妥当ではなく、「このような」以降の文章は「会計処理」の項の一部に

「大量退職の会計処理」として記載すべきである。

(2) 「名目的」の用語について

第6項、第22項、第30項及び設例B-1で「名目的」という用語が使用されているが、曖昧な表現であり使用すべきでない。「名目的」という表現は、幅があり、意味するところが必ずしも明確でない。会計上は「実質的」という言葉が多く使用されており、「実質的」という言葉を使用して、例えば、「実質的にほぼ同水準で引き継がれていない場合には」というように、文章を再構成すべきである。

(3) 第27項のなお書について

第27項のなお書は、数理計算上の差異として扱うという会計処理を定めているので、「結論の背景」ではなく本文の「会計処理」の第10項に移すべきである。

(4) 制度間移行に伴う連結上の処理について

適用指針公開草案第3号が確定すると、例えば、親会社の従業員が退職し連結子会社に移る場合等には連結上特別の会計処理を行う要否について質問が多く寄せられることが想定される。したがって、実務上の混乱を防ぐため、連結上も、退職給付会計基準、実務指針及び適用指針公開草案第3号に基づく会計処理は、個別企業の退職給付制度ごとに行われることを再確認する趣旨で、その旨を「会計処理」の中で明記すべきである。

(5) 設例C（大量退職）について

退職一時金320を支払った設例になっているが、このほかに退職給付会計基準注解(注7)に該当する早期割増退職金を加えた事例とすることが企業の実態に即しており、早期割増退職金の事例も含めて設例Cを再構成すべきである。

(6) 会計処理の認識時点について

退職給付制度の終了の会計処理については、第10項で記述しているが、その退職給付制度の終了について会計処理する場合の具体的な認識時点を示す必要がある。例えば、第11項において、「(5)確定給付年金制度の全部又は一部について確定拠出年金制度へ資産を移換する場合」とあるが、制度移換先の新制度を創設しそれを適用した時点なのか、法律上未払金が発生したときなのか、実際に資産を移換した時点なのか等、実務において適用する場合の具体例も含めて提示すべきである。

更に、第11項(8)の大量退職の場合においても、経営者がリストラなどを宣言した時点なのか、従業員がそうした制度に応募したときなのか、実際に退職した時点なのか等、会計処理の認識時点を明示すべきである。

同じように、第11項に例示されているその他のケースについてもそれぞれの会計処理の認識時点を明示すべきである。

(7) 利息相当額の会計処理について

第21項のなお書において「利息相当額が明示されている場合には・・・・」とあるが、退職給付会計では全体にわたって利息の割引概念を導入しているので、利息相当額が明示されていなくても利息は当然考慮すべきである。

(8) 公開草案のデュープロセスについて

適用指針公開草案第3号の公表からコメントの締切りまでの期間が、年末年始の休日期間を含め24日間しかなく、当協会が十分な検討を行い、協会内の正式な承認手続を経て当協会としてのコメントを提出するにはあまりにも時間が不足する日

程であるとする。今後、貴委員会が公開草案を公表するに当たっては、貴委員会の規則上の公開期間を満たすのみならず、年末年始等の特別の日程も考慮の上で十分な公開期間を設定されることを強く要望する。

以 上